二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市細川字大沢四三、四四の一、四四の四、四七、字駒場四五、四七、五〇、五四から五六まで、五八、六三の一、六四、字竹ノ谷四三、四五、四八、五一、五四から五六まで、字上ノ平九七、字土合四三の一、四五、六八の一、字金田貝津二九、三二、字浪沢二、一五、一六、二五、二七、二九から三一まで、巣山字ハンノ木五七、七郷一色字向久保七五、九九の一、字大木谷六五、六六、名号字奥山三七、四八の一、川合字八石一の八、三の一、池場字亀渕二の五、富栄字大間平一の一
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市名号字高土四二（次の図に示す部分に限る。）、五二、七一、九一の一、一一八の一、字クワ沢五、七、七の一、一九、睦平字東貝津三九、字船久保一六、一七、字沢谷一四、二一、二五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県額田郡幸田町大字芦谷字大入一〇の三・一一の三・一二の三・一三の三・一四の三・一五の三・一六の三・一七の三・一八の三・二一の三・二二の三・字祢宜山一八の二四（以上十二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県大島郡周防大島町大字和田字明神上三五九の五（国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤八五三の一一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県三島郡出雲崎町大字吉川字脇ノ入四四四の二・四四五の三・五四一の二・五四一の三（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○国土交通省告示第六百七十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第一第三号ホに後段として次のように加える。

この場合において、当該装置がワイヤロープを用いた構造のものにあっては、非常の場合及び保守点検を行う場合を除き、ワイヤロープの変位が生じないようワイヤロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置を講ずること。

附　則

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百七十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第一号中「ハまでに」を「ニまでに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　保守点検に必要な開口部（かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。）であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
(1)　出し入れ口の床面から開口部の下端までの高さが一・八メートル以上であるもの
(2)　自動的に閉鎖する戸（当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。）を設けるもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の七第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第三号中「戸の」を「昇降路の出入口の戸の」に、「用いなければ昇降路外から解錠することができない」を「用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しない」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。